平成２９年（フ）第１１６号
岡山市南区洲崎３丁目11番31号
債務者　川上いづみ
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３３号
岡山市東区金岡西町615番地１
債務者　成本　敏彦
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日変更

平成２８年（フ）第８０号
福岡県直方市大字上頓野2233番地５
破産者　株式会社拓
代表者代表取締役　谷口　保子
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成29年６月14日午前10時と変更する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第９号
福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2071番地15
破産者　熊井　英徳
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成29年５月31日午前10時30分と変更する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第３４号
秋田市八橋大畑１丁目６番36号
破産者　株式会社太平部品
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２０５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目13番17号
破産者　有限会社星設備工業所
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０号
鳥取県鳥取市面影２丁目24番４号、住民票上の住所鳥取県鳥取市若葉台南５丁目１番22号、旧住所鳥取県鳥取市立川町１丁目91番地の１
破産者　日下部妙子
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９号
島根県浜田市高佐町783番地
破産者　中山　　薫
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８１０号
堺市南区鴨谷台３丁３番６－212号
破産者　野口　　剛
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６０３号
堺市南区三原台３丁１番16－308号
破産者　糸屋こと　五島　正博
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２５号
広島市西区東観音町30番13－502号
破産者　美川印刷こと　角田　義治
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２６号
広島市西区東観音町30番13－502号
破産者　角田　治道
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９３号
大分県臼杵市大字江無田283番地の１の３
ピュアコーポ105号
破産者　衛藤　剛次
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５２８号
神奈川県藤沢市藤沢656番地の９　ライオンズマンション藤沢第３－105号
破産者　奈良　信子
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６８１号
横浜市中区本牧原21番６－205号
破産者　鮎田　浩二
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５号
福井県敦賀市野坂22号13番地の１
破産者　力野　　**隆**
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第１４号
愛知県豊田市寺部町２丁目38番地
破産者　髙橋惠一郎
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係